

令和7年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	保健総務課	身内が亡くなったため、墓地を探している。市営霊園は墓地の募集がなく、民間の墓地は高額で購入することができない。安価で購入できるような墓地の整備計画はないのか。	本市におきましては、民間の墓地が一定数ありますことから、公営と民間の役割分担を踏まえた墓地需要への対応が求められていると考えております。また、墓地を建設するために適正な用地を確保すること等、課題がありますことから、新たな市営墓地を建設する計画はございません。しかしながら、本市が運営しております安行霊園につきましては、現在、再整備事業を行っており、令和9年度以降には、合葬式墓地を整備する計画がございます。合葬式墓地は、墓石を設置する区画墓地とは異なり、限られた空間で多くのご遺骨をお預かりする墓地となります。多くの市民の方にご利用いただけるよう、使用料や利用条件なども含め、運用について検討を行っているところです。
2	保健総務課	路上喫煙に対する罰則付きの規制を制定してほしい。喫煙所付近や喫煙者が多い場所の近くでの小児の健康への影響調査をしてほしい。	喫煙所付近等における小学生や乳幼児への影響の調査については、専門的な知識等が必要になりますことから、国や専門機関による調査結果を踏まえ、受動喫煙が及ぼす健康影響の周知に取り組んでおります。併せて、周囲に配慮した喫煙マナー等の周知啓発を行うなど、健康増進法に基づいた喫煙対策と望まない受動喫煙の防止に努めているところでございます。
3	健康増進課	子宮頸がんワクチンを男子も公費で受けられるようにしていただきたい。公費が無理ならせめて補助するなど検討してほしい。	男性を対象としたHPVワクチンは、現在男性の肛門がんなどの効能について薬事承認されているところでございます。現在、国により定期予防接種化に向けた議論がなされているところであり、男性が接種したことによる女性への子宮頸がんの間接的な予防効果について、議論が継続されておりますことから、国の動向を注視しているところでございます。
4	健康増進課	インフルエンザ予防接種について、高齢者だけへの助成が納得できない。全世帯に補助をするか、助成なしにすべきである。特に子どもは2回接種が必要なのに、高齢者に厚遇すぎる。	インフルエンザワクチン予防接種につきましては、季節性インフルエンザに感染すると肺炎で重症化しやすい65歳以上の高齢者等を対象に、予防接種法の定める定期予防接種(B類疾病)となっていることから、多くの高齢者等の方に接種していただけるよう助成を行っているところでございます。しかしながら、国によると、子どものインフルエンザワクチン予防接種につきましては、発症予防効果は認められるものの、ワクチンでインフルエンザの流行が阻止できないこと等を理由に、平成6年に定期接種の対象から除外されているため、本市では助成をしておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

令和7年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
5	健康増進課	新型コロナウイルス、インフルエンザワクチン予防接種について、高齢者だけへの助成が納得できない。今後は若年層への補助を求める。	現在、高齢者等を対象に新型コロナウイルスワクチン、インフルエンザワクチン予防接種の助成を行っている理由は、国が、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザに感染すると肺炎等で重症化しやすい65歳以上の高齢者等を対象に、予防接種法の定める定期予防接種(B類疾病)としているためであり、公費負担の割合につきましては、他市の状況も参考に、多くの高齢者等の方に接種していただけるよう助成を行っているところでございます。
6	健康増進課	インフルエンザワクチンは高いので、子どもは無償化してほしい。	子どものインフルエンザワクチン予防接種につきましては、国によると、発症予防効果は認められるものの、ワクチンでインフルエンザの流行が阻止できないこと等を理由に、平成6年に定期接種の対象から除外されているため、本市では無償化する予定はございませんが、今後も国の動向を注視して参りますので、ご理解賜りたいと存じます。
7	国民健康保険課	18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。	国におきましては、令和4年度より未就学児に係る均等割額の軽減措置を実施しております。 また、本市独自の制度として、令和3年度より子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を行っております。 今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから18歳以下の子どもの均等割をなくすことを条例で定めることは難しいものと考えております。
8	国民健康保険課	住民の受療権を守るために「特別療養費」の発行しないでください。	特別療養費につきましては、国民健康保険法に基づき、特別な事情もなく納税相談や納付がない場合に支給されるものですが、本市におきましては、特別療養費の支給対象とする前に特別療養費の支給予告を通知し、弁明の機会を付与するなど、より公正な判断が行われるよう努めております。 今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

令和7年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
9	国民健康保険課	マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、従来の健康保険証が継続して使えるように国、県に働きかけてください。 昨年の12月1日で、現行の健康保険証が廃止になっています。「マイナ保険証」の医療機関での使用は25%となっており、後期高齢者医療制度に加入している方全員に「資格確認書」を送ることになりました。国民健康保険も、現場での混乱をさけるために、従来の健康保険証が利用できるように国、県に要請してください。あるいは、被保険者全員に「資格確認書」を郵送してください。	「資格確認書」につきましては、国の通知により、本市ではマイナ保険証の利用登録をしていない被保険者に対し、医療機関等が加入している公的医療保険を確認する目的で交付しております。 一方、利用登録をしている被保険者につきましては、医療機関等の専用端末でマイナ保険証を読み取ることで保険が適用されます。なお、読み取りができない等例外的な場合は、利用登録をしている被保険者に、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう別途本市が交付する、A4型の「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに提示することで引き続き保険診療を受けられることができます。 現在、75歳以上が加入する後期高齢者医療保険につきましては、国の通知によるとITに不慣れな高齢の被保険者が多い等の理由により、暫定措置としてマイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、「資格確認書」を職権により交付することとしておりますが、国民健康保険につきましては、同様の暫定措置をする旨の通知はありません。このことから、従来の被保険者証が利用できるように国、県に要請すること及び「資格確認書」を被保険者全員に交付することは考えておりません。
10	国民健康保険課	窓口負担の軽減制度(国民健康保険法第44条)の拡充を行なってください。 生活保護基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。 また、県に独自の軽減制度をつくるように要請してください。	国民健康保険法第44条による一部負担金減免につきましては、厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。 なお、減免のご相談があった際には、他の制度なども踏まえ適切に対応するよう努めております。
11	国民健康保険課	傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国、県へ要請してください。	国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるとされております。当市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、傷病手当金の創設は考えておりませんが、今後の国、県の動向などを注視して参ります。
12	国民健康保険課	がん健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。	がん検診(胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診)につきましては、特定健康診査と同一時期に受診できるようにし、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。
13	国民健康保険課	財政調整基金の活用をしてください。	財政調整基金を活用することは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、困難であると考えております。

令和7年度 保健部の各課・室に対するご意見及び回答の要旨

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
14	国民健康保険課	聴力検査を市で行っている特定健康診査に加えてください。どのくらい聞こえなくなったら補聴器をつけたらいいのかというのは、なかなか分かりづらいことです。聴力に応じた「聞く力」に対する正しい対応をするためにも、是非お願いします。	特定健康診査は、40歳から74歳までの方を対象に、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見、予防及び改善を図ることを目的とした健康診査で、国の基準により検査項目が定められておりますが、聴力検査の定めがないことから現在実施していないところでございます。 聴力検査を市が単独で実施した場合、その費用負担につきましては保険税で賄うこととなり、現状の財政状況では、被保険者の減少に伴い保険税収入も減少していることから、特定健康診査の検査項目に聴力検査を追加することにつきましては、困難であると考えております。
15	国民健康保険課	法定外繰入を継続し、国民健康保険税の引き上げに歯止めをかけ、引き下げを行ってください。	一般会計から法定外の繰り入れを行うことは、国民健康保険に加入していない市民のみなさまにも、負担を求めることに繋がりますことから、本市では、県の運営方針の下、赤字解消・削減計画を策定し、全ての法定外繰入金金の解消に向けて、取り組んでいるところでございますが、被保険者の負担増をできる限り抑制していくためにも、国や県の財政支援の拡充について引き続き要望していくとともに、保険税収率の向上に務めて参ります。
16	国民健康保険課	健康保険証を存続させることを国に要請してください。マイナ保険証の有無、利用の有無によって医療費や医療サービスに差を生むような施策は行わないよう国に要請してください。	マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、過去の受診結果のデータに基づくより良い医療が受けられること、高額療養費における限度額適用認定証の提出が不要であること、なりすまし防止など、被保険者、医療現場にとって多くのメリットがあるものとなっております。 また、マイナンバーカードを持たない方、マイナンバーカードを持っても健康保険証として利用登録をされていない方につきましては、紙の被保険者証と同等の内容が記載された「資格確認書」が交付されます。医療機関を受診される際には、資格確認書をご提示いただくことで、今まで通り保険診療が受けられることになっております。 このことから、紙の被保険者証を存続させることを国に要請することは考えておりません。